

令和5年函審第2号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年7月3日05時57分

北海道能取漁港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

登録長 4.95メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 51キロワット

船種船名 モーターボートB

総トン数 0.5トン

登録長 3.87メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 36キロワット

3 事実の経過

(1) Aの設備等

Aは、平成13年9月に進水し、船首尾及び舷側の暴露甲板が一段低い平甲板を囲むように設けられた最大搭載人員が6人の、レーダーを装備しないFRP製プレジャーモーターボートで、平甲板前部右舷寄りに前面が風防で無蓋の操舵スタンドを、同スタンド後方に座面高さが平甲板から約17センチメートル（以下「センチ」という。）の操縦席を、同席右方の暴露甲板側壁に機関操縦レバーをそれぞれ備え、船位保持用電動船外機（以下「補助船外機」という。）を搭載していた。

Aは、操縦者が両下肢を前方に伸ばす長座位で操縦席に着座して操船に当たるところ、風防後面付近に取り付けた幅約20センチ高さ約11センチの液晶モニターが船首方の視界を遮るので、a受審人が視線を上げてモニター越しに見張りに当たっていた。

(2) Bの設備等

Bは、令和3年9月に進水し、船首尾及び舷側の暴露甲板が一段低い平甲板を囲むように設けられた最大搭載人員が4人の、レーダーを装備しないFRP製プレジャーモーターボートで、舵輪及び機

関遠隔操縦レバーを組み込んで上面にGPSプロッターを取り付けた操舵スタンドを平甲板船尾寄りに、操縦席を同スタンド後方にそれぞれ設け、補助船外機を搭載していた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、令和4年7月3日05時40分能取漁港二見ヶ岡地区の係留地を発し、能取湖湖口を航過したら北北西方に向ける予定で、北海道常呂漁港北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、操縦席に着座して長座位姿勢で操船に当たり、液晶モニターに表示させた過去の航跡^{たど}を辿って周辺水域に敷設された定置網を避けるつもりで能取湖を低速力で北上した。

a受審人は、一見して付近に他船を見掛けなかったため、05時55分少し過ぎ能取岬灯台から276度（真方位、以下同じ。）2.08海里の地点で、針路を333度に定め、機関を回転数毎分4,000にかけ、25.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）とし、船尾方から差し込む太陽光線が反射する液晶モニターに視線を向け、過去の航跡を探しながら進行した。

a受審人は、05時56分能取岬灯台から283度2.30海里の地点に至ったとき、正船首770メートルのところBを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、過去の航跡を探すことに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、Bの存在にも、この状況にも気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく、液晶モニターに視線を向けて続航中、叫び声を聞いて船首至近に初めてBを認めたが、どうすることもできず、05時57分能取岬灯台から290度2.61海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部が、Bの左舷中央部に前方から72度の角度で衝突して乗り上げた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、同日05時15分能取漁港二見ヶ岡地区の係留地を発し、能取漁港北方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、05時40分釣り場に到着し、機関を中立運転にするとともに、船首暴露甲板に設置した補助船外機を風上に向首するよう設定して漂泊を開始し、自身が船尾左舷側に立ち、同乗者を船首左舷側に腰を下ろさせて釣りを始めた。

b受審人は、05時56分衝突地点で、225度に向首していたとき、左舷正横前18度770メートルのところにAを初めて視認し、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれのある態勢で接近していることを認めたが、Aに対して避航を促す音響信号を行わず、更に同船が避航の気配を見せないまま接近しても、Aが釣果を尋ねるために自船に向かっているもので、そのうち停止すると思い、機関かけて移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、b受審人は、漂泊して釣りを続けながらAの動静を気にしていたところ、減速する気配を見せずに接近するAに危険を感

じ、大声で叫んだものの、どうすることもできず、Bは、225度に向首したまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船底に修理を要さない擦過傷を生じ、Bは、暴露甲板上面等が破損したが、後に修理された。また、b受審人が3週間の通院加療を要する右足関節外側靭帯損傷を、Bの同乗者が2週間の通院加療を要する腰椎捻挫をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、能取漁港北方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものである。

衝突地点付近は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）を適用することとなるが、同法には両船の関係について規定した条文がないので、本件は、予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、能取漁港北方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、能取漁港北方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、過去の航跡を探すことに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、液晶モニターに視線を向け、同船を避けないまま進行し

てBと衝突する事態を招き、同船、A両船にそれぞれ損傷を生じさせたほか、b受審人及びBの同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、能取漁港北方沖合において、釣りをしながら漂泊中、自船に向首したまま衝突のおそれのある態勢で接近するAを認め、更に同船が避航の気配を見せないまま接近した場合、機関をかけて移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、Aが釣果を尋ねるために自船に向かっているもので、そのうち停止すると思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、Aと衝突する事態を招き、同船、B両船にそれぞれ損傷を生じさせたほか、同乗者を負傷させ、自身も負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年8月1日

函館地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人